

た、このように理解をいたします。

そこで、二〇〇八年に A I J とのコンサル契約を解除されているようですが、その理由は何だったんでしょうか。

○石山証人 ええと、理由は聞いておりません。

○佐々木（憲）委員 聞いていないというのはどういうことでしょうか。みずから社長として A I J との関係で契約を結んだわけだと思うんですが、それを解約するときは、自分は全くタッチしないうちに解約をされていたということなんでしょうか。

○石山証人 解約するという通告はいただきましたが、その理由は聞いておりません。

それから、年金基金からの解約についても、通常、理由を聞かされることはありませんので。

○佐々木（憲）委員 コンサル契約の解除の理由として、報道されているところによりますと、情報開示をきっちりしなかつたので信頼関係に非常に大きな問題を生じたという報道がありますけれども、そういうことはなかつたんでしょうか。

○石山証人 A I J に限らず、そのファンドについていろいろ疑問な点がある場合には、私が聞くのではなくて、投資家の年金基金の方に、こういうことをお聞きになつたら、次の報告のときにこういうことをお聞きになつたらどうですかということはよく申しておりましたし、それから、A I J について言えば、ちょっと先ほどどこかで触れていますが、資金がだんだん大きくなつてきて、ちょっとこれ以上無理なかもしけないんじやないかなというふうに当時思つていましたので、

そのときに理由を聞かなくても、私も、多少そういう懸念がありましたので、特に聞かなくても納得をした、こういうことです。

○佐々木（憲）委員 ちょっと説明がよくわからなないですけれども。

今、質疑をいろいろやつてまいりまして、社会保険庁の出身で、年金基金の常務理事をなさつていて、そういう立場で A I J と関係ができる、そしてみずから、昔の知り合いであるそういう社会保険庁等の関係者を事実上紹介をするという形になつて、A I J としては第一号の契約者があなたたちのところで、そしてそれがどんどん広がつていつた、こういう経過だつたということが今の質疑の中で明らかになつたと思います。

以上で終わります。

○海江田委員長 これにて佐々木憲昭君の発言は終了いたしました。

次に、豊田潤多郎君。

○豊田委員 新党きづなの豊田潤多郎でござります。

私の持ち時間、十分ということですので、三点質問を用意したんですが、恐らく二問で終わると思います。二点。

第一点は、A I J を基金に紹介、口ききをしたのかという、この点であります。

時系列的にいいますと、最近の取材で、某大手新聞社の取材、三月二日の取材に対し、あなたは、推奨する複数のファンドの中に A I J を入れ、基金に情報提供した、A I J が基金に説明する際、同席したことがある、このように新聞社の取材に出席してくれと、契約する基金からは同席をする

対して答えていたにもかかわらず、三月二十七日、衆議院の参考人質疑においては、A I J を特に引き合わせるというようなことはした覚えはない、こうはつきりおっしゃいました。

ところが、その二日後の民主党の検証会議の中で、これは先ほど委員長からも質問がありましたが、その前日の三月二十八日に厚生労働省が発表した厚生年金基金の調査で、石山証人の会社から A I J を紹介されたとの回答が五件あつた、そのことを指摘されて、自分が主催したセミナーで話したかもしれないと説明した。

ある意味では、二転、三転、主張が変わつてゐるんですが、一体どこが正しいのか。A I J を基金に紹介、口ききをしたということが本当にあつたのかどうか。そして、どういう口ききの、あるとすればどういう紹介や口ききの仕方をしたのか。それを詳しくお答え願いたいと思います。

○石山証人 セミナーをやるときに、四社は、先ほどちょっとと話しましたが、四社、時間的に四社しかできないんですけども、四社の中に一時期 A I J を入れていたのは、それは確かです。で、その際に、特別に何か付加的に説明をしたかというと、それはございません。

それから、個別の年金基金に、先ほど来資料もお示しいただきましたように、いろいろなものを、情報を持つていております。それで、お渡しをして、その中から、それじや話を聞こうということで、最終的には、その運用委員会なり理事会でお話を聞くことになるんですね。そのときに、同席をしてくれと、契約する基金からは同席をする

ようなど求められる場合がほとんどでありますので、そういう意味で同席をしたということであつて、特別に紹介するために同席したということではありません。

○豊田委員 ちなみに、それはいつごろからとうか、いつごろからいつごろまでそういうことがありましたか。

○石山証人 私が年金基金から契約をいただいたのは平成の十七年度からだと思いますので、それから、最後は、どうでしようか、三年くらい前じやないかと思いますが、その間に契約した基金に何回もいろいろ呼ばれて、その中の一つにそういうことはあつたと思います。

○豊田委員 これに関連して二点、第二点の話ですが、A I J の虚偽運用ということに気づかなかつたのかということなんですねけれども、これも、その某大手新聞の三月二日の取材に対し、A I J とのコンサルティング契約を三、四年前に解消しました。先ほど、佐々木委員から話があつて、食い違つていたのは、基金とのコンサルティング契約の解除の話と別に、あなたのところが A I J と結んでいるコンサルティング契約を三、四年前に解消した、こういう趣旨だと思いますが、それが先ほどはちよと混乱していくかみ合つていないと私は判断していますけれども。

そのあなた自身のところのコンサルティング契約、A I J とのコンサルティング契約ですね、それを三、四年前に解消したということを言われた。そして、その理由が、情報開示に対して意見が相

違したと、それがその、三、四年前に A I J とのコンサルティング契約を解消したと。これはどうしたことなんですか。何か A I J というのはちょっとおかしいことをやっているんですかね。

○石山証人 それは、報道の方にはそういう話をした記憶はございませんで、報道の方にはそういうような説明をした記憶はございませんで、私が説明したのはこういうことです。

まあ、A I J に限らずどんなファンダードでもそうですけれども、いろいろなものに投資をしているときに、どの部分に何%、どの部分に何%、どの部分に何%、そしてそれぞれの収益はどうかと。それからもう一つは、ファンダードは急に大きくなると大体、何といいますか、運用成績が悪くなっていますので。そのファンダードが大きくなるというの

は一見してすぐわかるわけですね、別々に見ていくれば。そういうようなことについて、年金基金の方に、そういう点を注意しながら四半期報告なり毎月の報告ぶりを聞いていてください、こういうことはよく申し上げておりました。

で、A I J についても同じようにそういう目で、たしか、未公開株と、それからもう一つはライフルメントですかね、そういうものに投資していました、こういう趣旨だと思いますが、それが先ほどはちよと混乱していくかみ合つていないと私は判断していますけれども。

J との契約を先方から解除するという通告を受け

れましたか。

○石山証人 もともと説明しづらいという性格のところもあって、年金基金のそのファンダード情報のところを直接聞いたわけではありませんでしたけれども、できるだけわかりやすく説明してください、聞いている方から質問が出るようになります。説明をするセミナーのときには、これも各社ですべて説明して下さいというふうに言つています。

○豊田委員 そういうことではなくて、A I J の運用、虚偽運用にどういうふうに、結果として今、虚偽運用というのはわかつていてるわけですけれども、それに何か疑問を持つておられませんでしたか。

○石山証人 それは、運用モデルとそれからリスク管理がかみ合つて、結果だとずつと思つておりました。

○豊田委員 全く疑問を持たなかつたわけですか。

○石山証人 虚偽運用があるなんてことは本当に夢にも思つていなくて、最初に、いつだつたか、新聞だかテレビで見たときにまさに仰天したというものが本当のところでございます。

○豊田委員 にわかに信じがたいお答えですけれども、A I J との、先ほどの、コンサルティング契約を解消したというの、これもまあ仄聞ですから私も直接聞いたわけじゃないんですが、そちらの、石山さんのところとの契約の解除じやないんですか、違うんですか。そうでしよう。

○石山証人 そのとおりです。私のところと A I J との契約を先方から解除するという通告を受け

たのがたしか三年か四年かくらい前かと、そんな記憶をしております。

○豊田委員 それが、情報開示に対し意見が相違したということをその新聞社の記者が聞いているという話なんですが。

先方からという話ですけれども、それをもうちよつと詳しく、どうしてそういう解約になつたのか。おたくが三、四年前にA I Jと結んでいるコンサルティング契約がなぜ解消されたのかというのを詳しく述べてください。

○石山証人 説明されていませんので、何とも答えようがありません。

○豊田委員 それは一方的に、一方的に解約されたんですか。

○石山証人 そのとおりです。たしか三ヶ月ぐらいい前に、今年度をもつて打ち切りにしますというのを一方的に、まさに一方的に通告がありました。

○豊田委員 あなたとA I Jの浅川さんとは大変な親密な関係にあって、お金の提供まで丸抱えでもらっている話が、そのときに、どうして、なぜなんですかということは聞かなかつたんですか。

○石山証人 一つは、年金基金でもそうですが、どちらも、一々、その解約のときに、なぜですかと聞かないこともありますし、もう一つは、ファンデンドの残高がだんだん積み上がってきて、私の感じでは、そろそろこれ以上ふえない方がいいんじゃないのかなというふうな感じを持っていましたので、ある意味、何といいますか、どう無理なくその解約を受け入れることができたということです。

○豊田委員 持ち時間が終了しましたけれども、納得できないので、一問だけ追加でお聞きします。

○海江田委員長 ごく短くしてくださいね。

○豊田委員 はい、簡単に。

今のお話ですが、三、四年前に解消したという話、その理由がなぜですか、ということも聞けないという話に、その後も恐らく、A I Jとのコンサルティング契約を解消した後も、その商品を基金に紹介したり口をきいていたんじゃないですか。それはどういうことでそういうことになるのか、最後、それをもつて質問を終わります。

○石山証人 時期的には解約した前か後かわかりませんが、最後にこういうセミナーをやつたのが、最後に、最近では最後にやつたのが大阪でした、それも三年か四年くらい前だと思いますので、もしかすると前後しているかもしれませんけれども、その際にはA I Jは入れてありました。

○豊田委員 終わります。納得できませんが、終わります。

○海江田委員長 はい。

これにて豊田潤多郎君の発言は終了いたしました。

以上をもちまして石山証人に対する尋問は終りました。

証人及び補佐人は御退席くださつて結構でござります。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。